

東京都立新島高等学校学則

第一章 総 則

- 第1条 本校は教育基本法及び学校教育法に則り、中学校教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育を施すことを目的とする。
- 第2条 本校は全日制普通課程を置く。
- 第3条 修業年数は3ヶ年とする。
- 第4条 男女共学とする。

第二章 編成及び授業

- 第5条 生徒定員は東京都教育委員会の定めるところによる。
- 第6条 本校には校長・副校長・主幹・教諭・企画室職員及びその他必要な教職員を置く。
- 第7条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第8条 学年は3学期に分ける。
第1学期 4月1日～8月31日まで
第2学期 9月1日～12月31日まで
第3学期 1月1日～3月31日まで
- 第9条 休業日は下記の通りとする。
国民の祝日、土曜日、日曜日、創立記念日、都民の日、長期休業日、その他、東京都教育委員会が定める日。但し休業の期間は別に定め

-8-

し、保護者が願い出て校長の許可を受けなければならない。

- 第19条 転学を希望する場合は、所定の用紙にその理由を記し、保護者が願い出て正当な事由が認められた時は、校長は志望校に照会の上手続きをとり、先方の承諾を得てこれを許可する。
- 第20条 疾病またはその他の理由により欠席3ヶ月以上にわたる見込みの者は、医師の診断書及びその他の証明書を添えて願い出るものとする。この者に対しては3ヶ月以上2年以内の休学を許可することがある。

第四章 賞 罰

- 第21条 本校生徒として特に賞するに足る者があるときは、これを褒賞する。
- 第22条 学校は、教育上必要と認めるとき、生徒に以下の懲戒を行うことができる。
1. 退学 2. 停学 3. 訓告 4. 訓戒
- 第23条 学校は下の各号に該当する者には進路変更を命ずることができる。
1. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
2. 学業不振で成業の見込みがないと認められる者。
3. 正当な理由がなくて出席状況が非常に良くない者。

-10-

る。

- 第10条 教育課程及び授業時数は別紙の通りとする。
- 第11条 各教科の成績評定は毎学年末にその学年において履修した各教科について行い、修了者には所定の単位を与える。
- 第12条 所定の教育課程を修了したと認められる者には卒業証書を授与する。

第三章 入学・退学・休学及び転校

- 第13条 本校に入学できる者は下記に該当する者とする。
1. 中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者。
2. 学校教育法施行規則に定められたところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。
- 第14条 入学は校長がこれを許可し、入学の時期は毎年4月とする。但し、転入学、その他やむを得ない場合はこの限りではない。
- 第15条 入学志望者に対しては学力検査を行う。
- 第16条 入学を許可された者は指定の日までに、所定の入学手続きを完了しなくてはならない。
- 第17条 保護者は、父母またはこれに代わって保護者の責めを負うことができ、新島・式根島に居住する者であること。
- 第18条 退学する場合は、所定の用紙にその理由を記

-9-

第五章 授業・考査料その他

- 第24条 授業料は、東京都条例の定めるところによる。
- 第25条 入学考査料、その他の手数料は東京都条例の定めるところによる。
昭和62年10月1日 改正
昭和63年4月1日 施行
平成22年4月1日 改正施行

-11-

平成30年度 (2018年度) 教育課程

	1年生	2年生	3年生	計
必修科目	26単位	23単位	8単位	57単位
必修選択	2単位	5単位	12単位	19単位
自由選択			8単位	8単位
LHR・総合学習	2単位	2単位	2単位	6単位
合計	30単位	30単位	30単位	90単位

-12-

*教科『人間と社会』は総合的な学習の中で実施。

1年生	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	国語総合	現代文	古典	現代社会	数学I	数学A	化学基礎	社会と情報	体育	保健	音楽I	美術I	英語I	コミュニケーション	英語表現I	家庭基礎	総合													
2年生	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	現代文B	古典A	世界史B	数学II	物理基礎	生物基礎	体育	保健	英語II	コミュニケーション	音楽II	美術II	数学B	化学	総合															

2年生	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	現代文B	古典A	世界史B	数学II	物理基礎	生物基礎	体育	保健	英語II	コミュニケーション	音楽II	美術II	数学B	化学	総合															

3年生	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	現代文B	体育	英語III	コミュニケーション	物理	美術III	数学II	数学III	化学	総合																				

-13-

校 時 表

平常時程		考査時程	
登校	8:00	登校	8:00
S H R	8:05	S H R	8:05
朝の読書	8:10~8:20	第1校時	8:15~9:05
第1校時	8:25~9:15	第2校時	9:20~10:10
第2校時	9:25~10:15	第3校時	10:25~11:15
第3校時	10:25~11:15		
第4校時	11:25~12:15		
昼休み	12:15~13:00		
第5校時	13:00~13:50		
第6校時	14:00~14:50		

-14-

平成30年度学校行事予定

- 4月6日 一学期始業式
- 4月9日 入学式
- 5月1日 前期生徒総会
- 5月15日 開校記念日
- 5月22日~5月24日 一学期中間考査
- 7月3日~7月6日 一学期期末考査
- 7月20日 一学期終業式
- 7月21日~8月31日 夏季休業日
- 9月3日 二学期始業式
- 9月15日・16日 新高祭
- 9月30日 村民運動会
- 10月3日 後期生徒総会
- 10月24日~10月26日 二学期中間考査
- 11月12日~11月16日 移動教室(1年)
- 〃 〃 修学旅行(2年)
- 12月7日~12月12日 二学期期末考査
- 12月25日 二学期終業式
- 12月26日~1月7日 冬季休業日
- 1月8日 三学期始業式
- 1月31日 学年末考査(3年)
- 3月2日 卒業式
- 3月7日~3月12日 学年末考査(1年・2年)
- 3月25日 修了式

-15-

生徒心得

生徒の本分は学習にある。常に怠らず学力の充実につとめ、健康な身体、豊かな人間性、品位ある人格の形成に努めなければならない。

また、学校は一つの社会であり、常に本校生徒としての誇りと自覚をもって、互いに親しみ、互いに戒め自分のなすべき責任はしっかりと果たし、常に進んで事にあたるように努めなければならない。

この生徒心得は、本校生徒の日常生活の指針を示したものであり、実践に努めなければならない。

1. 登校・下校について

- (1) 登校下校の途中においては、公衆道徳を守り高校生として節度ある態度を失わぬこと。特に交通規則を守り、絶対に事故のないように十分に気を付けること。万一、事故にあったときはすみやかに学校へ連絡すること。
- (2) オートバイ及び自家用車による通学は禁止する。自転車は駐輪場又は、所定の場所に置く。
- (3) 下校時刻は原則として午後6時とする。それ以後残る場合には、必ず担任や部顧問等の先生に残留届を提出し、許可を得ること。
- (4) 休日登校する場合には、事前に担任や部顧問等の先生に日時・使用場所等を所定の用紙を使い届け出

-16-

る。

- (5) 忌引の場合は保護者を通じ、担任に届け出ること。なお、忌引日数は次の通りである。
父母（7日） 祖父母及び兄弟姉妹（3日）
伯叔父母及びその他の三親等（1日）
但し、旅行する必要のあるときは実際に要する往復日数を加算することができる。
- (6) 次の場合は、必ず保護者の承諾を得て、保護者の直筆で所定の用紙に記入し、押印の上担任に届け出ること。また、長期休業中でも諸届を怠らないこと。

1. 離島 2. アルバイト

ただし、考査一週間前から考査中のアルバイトは禁止する。

- (7) 次の場合は、事前に担当の先生に届け出ること。
イ. 金品を集め、印刷物を配布し又は集会をもつとき。
ロ. 部活動等で校外活動を行うとき。
ハ. 校内の掲示板に掲示物を貼るとき。
ニ. 学校のを校外に持ち出して使用するとき。
- (8) 登校後は無断外出はしないこと。やむを得ず外出の必要が生じたときは必ず先生の許可を受けること。
- (9) 校舎内外の清掃・整頓には充分留意し、建物・器具・備品等の公共物は大切に扱うこと。万一破損・失したときは、直ちに担任に届け出ること。現品または金品をもって賠償させることがある。
- (10) 不要の金銭・貴重品は持参しないこと。

-18-

て許可を得ること。また、登校下校の際は警備員に連絡し、後片付けをしっかりと行うこと。

- (5) 登下校時の中学高校の正門通行について
中学正門を使用する時は、「中学生の登校の安全に配慮」し通行する。
高校生の自転車は、高校正門から出入りする。
- (6) 生徒手帳（身分証明書）を常に携帯すること。

2. 校内生活について

- (1) 教職員・来訪者に対しては常に礼儀正しく、生徒同士においても互いに敬愛の念をもって挨拶すること。また、明瞭で品位のある言葉遣いを心掛けること。
- (2) 授業中は雑談をする・マンガ等を読むなどの行為をせず、授業に真剣に取り組むこと。また、授業中は携帯電話等の電源は切っておくこと。
- (3) 校内の風紀を乱すような行為はしないこと。絶対にやってはいけないこと。（喫煙、飲酒、いじめ、暴力、乗車登校（土休日、長期休業中含む）、薬物乱用など法律で禁じられていること。）特別指導を行う。
- (4) 欠席・遅刻・早退・欠課等はそのつど保護者を通じ、担任に届け出ること。早退・欠課等やむを得ない場合は必ず授業担当者・担任に申し出て許可を得ること。①遅刻5回で担任による指導、10回で生徒指導部による指導、15回で保護者同伴による校長指導。②授業遅刻、早退合わせて3回で欠課1回にな

-17-

(1) 生徒ラウンジの使用上の注意

昼食時間に食事、談話スペースとして使用する。

- ①利用時間：昼休み時間と放課後の時間帯に限る。
昼 休 み：12時55分まで
放 課 後：17時55分まで
考査期間中：放課後に図書室や教室で学習する生徒の妨げにならないよう注意する。
- ②使用したテーブル、イスは清潔を保ちごみ、汚れは各自で後始末をする。

3. 校外生活について

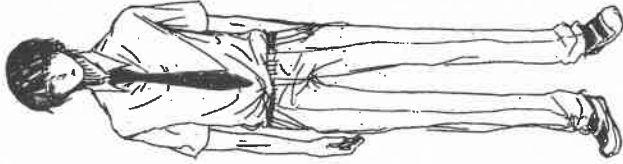
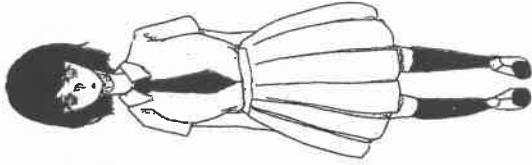
- (1) 校外においても常に本校生徒としての誇りを自覚し、行動すること。
- (2) 夜間の無断外出は必要のない限りしないこと。
- (3) 常に予習復習を心掛けること。
- (4) 飲酒・喫煙は厳禁する。
- (5) 交通道徳を守り、特に危険な運転・無免許運転は絶対にしないこと。
- (6) 校外で事故等が起きたとき（長期休業中をふくむ）は、直ちに学校へ連絡すること。

4. 身だしなみについて

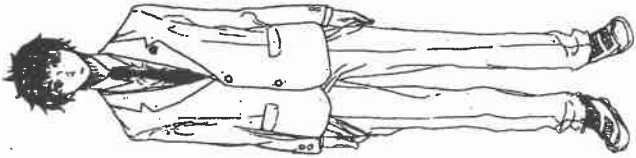
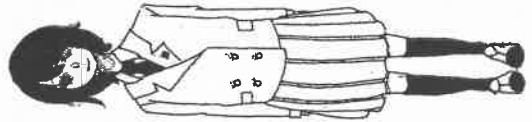
- (1) 身だしなみは清楚にして、高校生にふさわしいものであること。染髪、ピアス、特異な髪形は禁止とする。
- (2) 登校から下校までの学校生活では、原則として制

-19-

夏服



制服



服を着用すること。やむを得ない事情で異装する場合は、所定の異装届を提出すること。

- (3) 制服は、指定のブレザー、白ワイシャツ、ネクタイ、ズボン(男子)、スカート(女子)とする。ブレザーには徽章をつける。
- (4) ネクタイは着用を任意とするが、始業式・終業式・入学式・卒業式など式を行う日、外部から講師を招いての講演会等、及び離島を伴う学校行事の際は必ず着用とする。
- (5) 制服の着用については、略装を認める期日を下記のように定める。

略装期間…… 5月1日～10月31日

略装期間時は無地白色のポロシャツの着用を認め、ブレザーの着用を任意とする。略装期間中は、学校行事・遠征等も略装を認める。

- (6) 登下校の際は革靴または運動靴とする。サンダル等は認めない。
- (7) ジャージ下校について
放課後の部活動、または教員が活動する活動に参加し、監督教員が許可した場合(体育祭練習など)に参加した生徒が練習着のまま下校することを認める。
- (8) 遠征時ジャージ着用について
遠征時は原則、制服を着用すること。しかし、時期や遠征、宿泊場所などを考慮して部活顧問の判断でジャージ着用を認める。